

山鹿市下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第40号

山鹿市下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則

山鹿市下水道排水設備指定工事店規則（平成17年山鹿市規則第173号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第5条の見出し中「指定工事店」の次に「等」を加え、同条第4号中「指定工事店」の次に「又は条例第6条第1項ただし書に規定する他市町村指定工事店」を加え、同条第5号中「責任技術者」を「条例第9条第1項に規定する排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。